

平成30年3月29日

各位

瀬戸信用金庫

「瀬戸信用金庫総合グラウンド」の利用契約を瀬戸市と締結しました

瀬戸信用金庫（本店：瀬戸市、理事長：水野和郎）は、地域貢献の一環として瀬戸市と「瀬戸信用金庫総合グラウンド」を同市へ貸与することに基本合意し利用契約を締結しました。

今後も当金庫は、地域包括連携協定に基づき、瀬戸市との連携を強化し瀬戸市域の持続的な発展に貢献してまいります。

記

1. 目的

瀬戸信用金庫総合グラウンドは、平成27年6月に職員の福利厚生と地域貢献のため建設しました。

本契約により、瀬戸市に貸与し幅広く市民に利用してもらうことで地域の文化・スポーツ振興に寄与することができます。

2. 経緯

瀬戸市での小中一貫校（平成32年4月開校予定）の建設に伴い、その用地である「東公園スポーツ施設」が平成30年5月13日（日）で廃止となることから、代替施設として当金庫所有の「瀬戸信用金庫総合グラウンド」を瀬戸市に貸与することに合意し契約を締結しました。

3. 締結日

平成30年3月28日（水）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

総務部 総務グループ（担当：安井）

TEL：0561-86-0114

瀬戸信用金庫・瀬戸市
瀬戸信用金庫総合グランド利用基本合意書 締結式

